別紙２

要領５(６)「学事振興課が別に定める書類」とは以下の書類をいい、児童相談所の判定又は専門医の診断書が提出できない等の事由がある場合は、これに代えることができる。

○　巡回支援専門員又は医療機関に属する公認心理師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士が作成する以下の事項が記載された心理審査結果報告書等の書類

・病名（疑いのある病名）

・検査日

・検査の種類

・検査結果

・行動観察

・所見

・その他保護者や園等の第三者からの聴取事項

※　なお、巡回支援専門員が作成する書類の場合は、所属（市町村等）、職、氏名（押印）を、医療機関に属する臨床心理士等が作成する書類の場合は、所属する医療機関名、作成者の氏名（押印）を記載すること。